

「介護職員基礎研修テキスト」（全12巻）正誤表

（赤字は平成22年6月以降の修正）

1 巻

頁	行数等	誤	正
56	下8行	長男夫婦や娘夫婦	長男夫婦や長女夫婦
64	下8行	第78条において	第78条第1項において
70	下5行	それまでの位置	それまでの措置
81	表3上5行	認知症対応型生活介護施設、特定施設入居者生活介護施設	認知症対応型共同生活介護施設、特定施設入居者生活介護施設
94	上10行	第2条2	第2条第2項
〃	上12～13行	入浴、排せつ、食事その他の	心身の状況に応じた
〃	上14行	（以下「介護等」という。）	削 除
101	表1上1行	誤嚥兆候の観察	誤嚥兆候の観察
103	上13行	導入、吸引などが	導尿、吸引などが
136	上8～9行	（肯定的側面：Negative aspect）とマイナス（否定的側面：Positive aspect）	（肯定的側面：Positive aspect）とマイナス（否定的側面：Negative aspect）
137	上3行	介護保険改正後	介護保険法改正後
142	上3行	介護予防・短期入所	介護予防短期入所
144	上3行	記憶（認知）傷害の	記憶（認知）障害の
146	上5行	必要な要介護に	必要な要介護者に
147	上7行	改正でとり入れられた	改正で導入された
151	上18～19行	4 生活機能とは……ている。	削 除
162	下13行	目的にしています。	目的にしています（図1参照）。
〃	下10行	評価ではないのです。（図1参照）	評価ではないのです。
174	上4行	高齢者虐待防止・高齢者の養護者の支援に関する法律	高齢者虐待の防止・高齢者に対する養護者の支援等に関する法律
182	上15行	または支援費制度	または障害者自立支援制度
〃	上16行	厚労省老健局、介護予防・生活支援事業	地域包括支援センター、地域支援事業
185	上8行	年金や支援費	年金や自立支援サービス、
〃	下7行	介護予防・生活支援事業	地域支援事業

2 巻

頁	行数等	誤	正
20	上8行	以前は60歳から	以前は老齢基礎年金に相当する部分も含めて60歳から
21	下5行	市町村が管掌する	市町村や国民健康保険組合が管掌する
22	上3行	市町村によって	市町村等によって
23	下3行	介護計画	介護サービス計画
〃	下2行	追 加	2006年（平成18）度からは、新たに介護保険予防給付がつけられました。

24	下9行	小学校3年生までの	小学校修了前の
26	上3行	84兆2,868億円	84兆2,668億円
27	上3行	医療給費	医療給付費
29	上5行	死亡率などは	死亡率の低さなどは
32	上6行	図からもわかるように	図6からもわかるように
35	下10行	社会保障給費	社会保障給付費
40	上7行	老健施設	老人保健施設
41	上10行	医療保険も含んだ	医療保障も含んだ
47	上16行	おもに低所得者に対して	低所得者などに対して
ク	上17行	目的に行われるもので、租税を財源とする	目的として
ク	上18行	公費によって賄われます。措置制度では	決定する制度です。その財源は、公費によっ
ク	下13行	市町村がサービスの	市町村が一方的にサービスの
ク	下4行	で老親が厚生年金受給者の場合、	で厚生年金受給者の老親が特別養護老人
48	上1行	一般病院等の入院サービスが	一般病院等への入院・入所が
50	表1下1行	2月 国会に介護保険法一部改正法案提出	削除
51	表1上1行	6月 介護保険法一部改正法案可決成立	6月 介護保険法等一部改正法成立
ク	表1上4行	4月 改正法全面施行	3月 国の補助金等の整理及び合理化等に伴
53	上2行	居住系在宅サービス	居住系（在宅）サービス
56	下1行	ケアマネジャー	ケアマネジャー
58	下7行	法は、国および	法は、介護保険事業の健全かつ円滑な運営
59	上9行	次のような仕組みがあります。	次の制度が設けられています。
59	上16～17行	これは、介護保険事業の	これは、運営の
ク	下11～10行	第286条～)	第286条～第291条)
ク	下9行	第291条の2～)	第291条の2～第291条の13)
ク	下1行	生活保護を受けていても、	生活保護の被保険者であっても、
60	下15行	64歳未満の者は、	65歳未満の者は、
61	下8～7行	一定期間、日常生活における基本的な動作	入浴、排せつ、食事等の日常生活における基
62	下3行	の全部又は一部について	本的な動作について、6か月にわたり継続して、
ク	下2行	支援を要する状	支援を要すると見込まれる状
		一定期間	6か月にわたり継続して

71	上14～17行	このように、……になるのです。	削 除
80	上18行	ケアプランは、ケアマネジメント機関が	ケアプラン（介護予防サービス計画）は、
83	下10行	要介護者等の	居宅介護支援事業が
98	上5行	開設者は、医師で	要介護者や要支援者の
99	上19行	（同条第5号）	管理者は、原則として医師で
106	上10行	国は、	（同条第5項）
ク	上11行	その他都道府県介護保険事業支援計画に関	厚生労働大臣は、
		する	その他市町村介護保険事業計画および都道
110	上5行	第1号被保険者……。次に、	府県介護保険事業支援計画の作成に関する
119	上19行	（定員29人以上）	削 除
ク	下5行	2004年（平成16）	（定員29人以下）
121	上2行	2004年（平成16）	2005年（平成17）
ク	上15行	1998年	2005年（平成17）
123	下7行	1998年	1990年
127	上2行	介護保険制度と高齢者保健福祉サービス	1990年
ク	上15行	市町村が負担し、財源は公費と	高齢者保健福祉制度とサービス
147	下9行	たとえば、……考えられます。	市町村保険者が負担し、その財源は原則と
149	下11～10行	市町村は、設置することができます。	して公費と
151	上16行	2000年（平成12）に厚生省（現厚生労働省）	削 除
ク	下5～4行	市町村は、設置することができます。	削 除
152	上2行	職能的反応を	職能的判定を
ク	上5・6行	身体障害者福祉司	知的障害者福祉司
155	上6行	すべての障害者が共通した障害福祉サービ	障害の種類にかかわらず、障害者の自立支援
		スを受けられるようになりました。	を目的とした共通の福祉サービスは、共通の
157	下6行	同様に応益負担	制度により提供されるようになりました。
ク	下4行	購入・修理費用と所得の両方に着目し、上	同様に応能負担
		限つきの定率負担とされ、新たに市町村か	これまでの現物支給から、補装具費の支給
		ら補装具費が支給されることとなります。	へと変わりました。購入費・修理費につい
159	下5行	本人の利用医師	て費用の1割を利用者が負担しますが、こ
161	上17行	障害種別ごとに	れには所得に応じて一定の負担上限が設定
162	上7行	また、障害児については、対象者に若い世帯	されています。
		が多いことなどをふまえ、自己負担限度額を	本人の利用意思
		超える分は、費用の全額をいったん自費で支	障害福祉サービスの種類ごとに
		払い、あとから自己負担限度額を超える部分	代理受領を実施するという内容ですが、そ
		の払い戻しを受けるという償還払い方式では	れは育成医療だけではなく、更生医療も精
		なく、現物給付するという激変緩和措置が設	神障害の通院費用も代理受領を実施してい
		けられています。	ます。激変緩和措置の内容としては、育成
			医療で別の上限月額が定められているとい
			うことではありません。

191	下 2 行	通常の労働省の	通常の労働者の
221	下 7 行	(コミュニティワーカー)	(地域福祉活動専門員)
229	上 9 行	(刑法第 34 条等)	(刑法第 134 条等)
〃	上 13 行	(高齢者虐待防止法第 21 条第 6 項)	(高齢者虐待防止法第 9 条第 1 項)
245	上 13 ～ 14 行	①介護予防……めるものの貸与	削 除
〃	下 5 行	居宅要介護者等	居宅要支援者等
260	上 11 行	(利用者)	(要介護・要支援者)

3 巻

頁	行数等	誤	正
5	上 5 行	60 兆個	約 60 兆個
8	図 6	肛門括約筋の弛緩	肛門括約筋の弛緩
13	図 14		中手骨、手根骨、距腿関節の位置の変更
14	上 11 行	目	眼
21	図 27 右	胸	背
25	下 9 行	身体に加齢減少	身体に加齢現象
30	下 1 行	よりリアに	よりよいケアに
32	下 5 行	重複したり危険因子	重複した危険因子
33	上 4 行	対するリアでの	対するケアでの
42	表 3 上 3 行	(1 日 10 g 以下を目標に)	(1 日 6 g 以下を目標に)
43	表 4 上 5 行	起座呼吸	起坐呼吸
〃	表 4 上 6 行	頸静脈	頸静脈
51	下 11 行	脱出	脱肛
52	上 15 行	胆嚢から肝臓へ	胆嚢から十二指腸へ
55	下 12 行	劇症感染	劇症肝炎
61	上 9 行	腰椎椎管板ヘルニア	腰椎椎間板ヘルニア
65	上 2 行	ゴットン徴候、ヘリオトローブ疹	ゴットロン徴候、ヘリオトロブ疹
70	下 4 行	エリスポエチン	エリスロポエチン
〃	下 2 行	血圧を下げる	血圧を上げる
83	上 2 行	(特定疾患)	(特定疾病)
〃	上 8 行	第 7 条第 3 項、第 4 項	介保法第 7 条第 3 項第 2 号、第 4 項第 2 号
〃	下 9 行	下記の 15	下記の 16
83 ～ 84	下 7 行～上 8 行	1. 筋萎縮性側索硬化症～ 15. 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症	1. がん (医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものにかぎる。) 2. 関節リウマチ 3. 筋萎縮性側索硬化症 4. 後縦靭帯骨化症 5. 骨折を伴う骨粗鬆症 6. 初老期における認知症 7. 進行性核上性まひ、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病 8. 脊髄小脳変性症 9. 脊柱管狭窄症 10. 早老症 11. 多系統萎縮症 12. 糖尿病性神経障害、糖尿

			病性腎症および糖尿病性網膜症 13. 脳血管疾患 14. 閉塞性動脈硬化症 15. 慢性閉塞性肺疾患 16. 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 多系統萎縮症
84	下 9 行	シャイ・ドレーガー症候群	
85	上 2、5、7 行	メタボリック症候群	メタボリックシンドローム
89	上 6 行	長期にわたり日常生活	継続的に日常生活
♪	上 10 行	世界保健機構	世界保健機関
91	上 7、下 3 行	世界保健機構	世界保健機関
105	上 3、4 行	世界保健機構	世界保健機関
115	上 4 行	バリア	バリア
♪	下 6 行	対象者の現在	利用者の現在
124	下 16 行	腎臓、膀胱、直腸、小腸	腎臓、膀胱又は直腸、小腸
♪	下 7、5 行	傷害	障害
125	上 12 行	呼吸機能障害、直腸・膀胱機	呼吸機能障害、腎機能障害、膀胱・直腸機
♪	下 3 行	起座呼吸（図 8 参照）	起坐呼吸（図 9 参照）
131	図 13	透折	透析
138	上 4 行	20 歳以上の	18 歳以上の
♪	下 4 行	慢性閉鎖性	慢性閉塞性
♪	下 2 行	膀胱、直腸	膀胱または直腸
160	表 1	文献①より	参考文献より
191	上 3 行	誤っているものを 1 つ選びなさい。	誤っているものを 2 つ選びなさい。
♪	こたえ	問 1 4	問 1 1, 4
211	上 4 行	変形性質関節症	変形性膝関節症
212	上 4 行	高齢者の心臓は、	高齢者の心臓機能は、
♪	上 7 行	誤っているものを 1 つ選びなさい。	誤っているものを 2 つ選びなさい。
♪	こたえ	問 2 4	問 2 2, 4

4 巻

頁	行数等	誤	正
16	下 1 行	有意に多い	優位に多い
43	上 8 行	アルツハイマー型認知症	軽度のアルツハイマー型認知症
♪	上 13 行	段階的に悪化する	階段状に悪化しやすい
♪	上 20 行	中核症状の	アルツハイマー型認知症の中核症状の
148	下 14 行	感覚性難聴	感音性難聴
152	上 12 行	表 1 参照	表 5 参照
161	下 3 行	言語聴覚療法士	言語聴覚士
173	上 5、6 行	ノーマリゼーション	ノーマライゼーション
174	下 15 行	ノーマリゼーション	ノーマライゼーション
186	下 14 行	介護提供源	介護提供資源
208	表 4 上 6 行	専門化	専門家

210	上1行	本章では	本節では
〃	上10行	高齢者保険福祉	高齢者保健福祉
216	上4行	図6参照	図7参照
〃	図7	図6	図7
219	下6行	図7参照	図8参照
〃	図7	図7	図8
220	下5行	図8参照	図9参照
221	図8	図8	図9
222	下13行	図9参照	図10参照
223	図9	図9	図10
230	下6行	用語に変更するため	名称に改められたのを契機に
232	上12行	当事者の声・家族の声	認知症をもつ人の声、そして家族の声
241	上9行	専門的なケア	専門的なケア
247	上1行	図1に示すとお	図4に示すとお
〃	図1	図1	図4
249	表1	表1	表2
〃	下2～1行	図2	図5
250	図2、上1行	図2	図5
〃	上3行	図4	図5
268	下2行	しかし図1	しかし図6
269	図1	図1	図6
〃	上13行	第4章第2節	第5章第2節
270	上9行	図2に示すように	図7に示すように
〃	図2	図2	図7
〃	下3行	図3に示すように	図8に示すように
271	図3	図3	図8
〃	上2行	第4章第2節	第5章第2節
〃	下14行	表1に認知症介護	表3に認知症介護
272	表1上1行	表1	表3
277	下9行	一例を表2に	一例を表4に
278	表2	表2	表4

5 巻

頁	行数等	誤	正
11	上1行	30°角度	角度 30°
17	上13行	歯牙の欠陥	歯牙の欠損
21	上12行	図5のように	図4のように
47	図11	アローワー	アローアー
52	下2行	③項は	3. は
58	上1行	④項は	4. は
59	上23行	2) 語りつつ行動すること	2) 見えない感覚を理解（体験）しよう

74	下6行	障害の需要の	障害の受容の
85	上8行	精神保健および	精神保健及び
105	下7行	死に行くための	死に逝くための
115	下3、1行	受容課程は	受容過程は
121	上14行	温かい食べ物は暖かく	温かい食べ物は温かく
147	左図中	紙おむつ	横おむつ
158			イラスト追加
188	右イラスト 上1行	熱風	温風
194			イラスト削除
256	上6行	こと目標	ことを目標
260	下3行	要介護度区分	要介護状態区分
264	上10、14行	介護保険認定	要支援・要介護認定
270	上4行	介護保険非該当	要支援・要介護認定非該当
275	下1行	疫能が低下して	疫機能が低下して
322	上1、3行	挿耳掛補聴器	挿耳形補聴器

6 巻

頁	行数等	誤	正
11	図3	「国民生活基礎調査」平成14年	「国民生活基礎調査」平成16年
21	上11～12行	のことをいう。	などを規定する行動枠を指す。
31	下8行	図4は、	表2は、
53	上16行	4「人生の過渡期」	4「老年への過渡期」
65	上11～12行	「身体介護、生活援助（家事援助）、それらのもとで行われる相談援助」と変わりは	「入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話」と大きな変化は
86	下8行	介護状態の	要介護状態の
91	上13行	訪問介護特定高齢者施策	特定高齢者施策
94	上3～4行	しかし、腸内細菌により分解ビタミン類（B ₁ ・B ₂ ・K）などが合成されます。	消化されなかった食物繊維の一部は腸内細菌によって発酵分解され、ビタミン類（B ₁ ・B ₂ ・K）などを一部合成します。
〃	下2～1行	アミノ酸の結合したもので、身体を構成するアミノ酸は約20種類あります。	アミノ酸が結合したもので、臓器・筋肉など身体を構成する成分の1つです。
114	図3 冷蔵庫での保存 ●新温度帯 ●冷蔵室 ●冷蔵小物室 右側	- 4.5℃ - 3.5℃ - 5℃ - 18℃ - 7℃ - 4℃	+ 4.5℃ + 3.5℃ + 5℃ - 16℃ + 7℃ + 4℃
115	下1行	科学性、その他に	化学物質、アレルギー様食中毒に
120	上23行	表26 卵の薄め加減	表23 卵の薄め加減

125	上4行	を形成し、嚥下（飲み込む）まで	を形成するまで
ク	上7行	頭へ食を	頭へ食塊を
	上9行	食道の蠕動運動	食道筋の蠕動運動
	上11行	障害が生まれると、	障害が生じると、
ク	下10～8行	・片栗粉、小麦粉、ルーなどでとろみ・濃度をつける ・ヤマトイモ、オクラ、メカブ、モロヘイヤなどのとろみを使う ・ダイコンおろしなどを添えて水分を補う	削除
132	事例		削除
149	表4	変質する温度（℃）	削除
	変質する温度（℃）	150℃～200℃	ク
		130℃～180℃	ク
		235℃	ク
		260℃～300℃	ク
ク	表4 適温（℃）	160℃～200℃	180℃～210℃
		140℃～160℃	140℃～160℃
		140℃～160℃	140℃～160℃
		120℃～160℃	140℃～160℃
		120℃～140℃	80℃～120℃
		130℃～150℃	130℃～150℃
		120℃～140℃	80℃～120℃
		140℃～150℃	140℃～160℃
		120℃～140℃	110℃～130℃
		120℃～150℃	80℃～120℃
ク	表4	追加	※繊維は適温を超えると変質します
153	イラスト中・右	手を通したり足を通す必要がない 背縫いのない寝まき	背縫いのない寝まき 手を通したり足を通す必要がない
155	下9行	障害者福祉の理念	福祉の理念
156	上3行	訪問介護員	訪問介護サービス
171	上10行	4. 高齢・障害者の居室に必要な配慮	4. 防音の工夫

7 巻

頁	行数等	誤	正
3	上13行	再生不良性貧血、悪性関節リウマチ	全身性エリテマトーデス
ク	下7行	象者)	象者等)
4	表1	60 IgA 腎症	60 IgA 腎症
5	表2	特定疾患治療研究対象疾患一覧	特定疾患治療研究事業対象疾患一覧
ク	ク	44 ライソゾーム病	44 ライソゾーム病（ファブリー〔Fabry〕病含む）

〃	上6～7行	特定疾患治療研究費(表2参照)、小児慢性特定疾患治療研究費	特定疾患治療研究事業費(表2参照)、小児慢性特定疾患治療研究事業費
〃	上7行	厚生医療費	更生医療費
16	上6行	言語療法士	言語聴覚士
37	表1中上2	国民医療総合対策本部	国民医療総合対策本部
〃	表1中上3	高齢者保険福祉推進十カ年戦略	高齢者保健福祉推進十カ年戦略
38	下3行	40歳以上の成人病	40歳以上の生活習慣病
41	上6行	1950年代に北欧で精神障害者を	1950年代に北欧で知的障害者を
〃	下18行	「医療は生命の	「医療は、生命の
〃	下17行	薬剤師、看護婦	薬剤師、看護師
〃	下14行	ばならない。医療は	ばならない。」(第1項)「医療は、
〃	下14～13行	診療所、老人保健施設	診療所、介護老人保健施設、調剤を実施する薬局
〃	下12行	効率的に提供	効率的に、かつ、福祉サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図りつつ提供
〃	〃	ならない」	ならない。」(第2項)
〃	下10行	において、看護師とは	において、『看護師』とは
〃	下9行	業とする」	業とする者をいう」
〃	下8行	規定する業務を	規定する業を
〃	〃	(第31条)	(第31条第1項)
〃	下7行	(特定行為の制限)	(医療行為の禁止)
〃	下6行	指示が合った場合の外	指示があつた場合を除くほか
〃	下5行	又は医薬品についての指示をなしその他医師若しくは	医薬品について指示をしその他医師又は
〃	〃	なければ、衛生	なければ衛生
〃	下4行	手当をなし、	手当をし、
〃	下3行	へそのおを切り、かん腸を施し、	へその緒を切り、浣腸を施し
〃	下3～2行	行為をする場合をなすことは差し支えない	行為をする場合は、この限りでない
42	上3行	第25条には	第25条第1項には
〃	上4～5行	困窮する国民に対して、	困窮するすべての国民に対し、
〃	上5行	程度に応じ最低	程度に応じ、最低
〃	〃	自立助長を目的として」	自立を助長することを目的とする」として
〃	上8～9行	行うもの)に限る」	行うものに限る。)」
〃	上15行	訪問看護	訪問介護
〃	上16行	共同生活援助事業が	共同生活援助事業などが
〃	下13行	保持を旨として、	保持を旨とし、
〃	〃	育成されたり、その能力に	育成され、又はその有する能力に
〃	下12行	自立が図られるよう支援する良質かつ適切なものであること」	自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして良質かつ適切なもの」(第3条)
〃	下11行	サービスとの連携を図り、	サービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを

〃	〃	事業を実施する」	事業の実施に努め」(第5条)
〃	下6行	保護を行い、その	保護を行い、障害者自立支援法と相まつて その
〃	下5行	社会救済活動	社会経済活動
〃	下2行	精神分裂病	統合失調症
43	上1行	する」と	する者をいう」と
〃	上7行	「同法別表(表2)	「別表
〃	上7～8行	18歳以上のものであつて	18歳以上の者であつて
〃	上8行	(指定都市・中核市市長)	削 除
〃	〃	交付を受けたもの	交付を受けた者
44	下7、6、4行	保険事業	保健事業
45	上3行	廃棄物	廃棄物の処理
〃	〃	特殊疾病	特殊疾病により長期に療養を必要とする者 への保健
〃	上4行	伝染病予防	伝染病その他の疾病予防
〃	上10行	被用保険	被用者保険
〃	上10、11行	70歳	75歳
〃	上17行	支払われます	給付されます
〃	下8行	この制度は、福祉と	この制度は、保健福祉と
47	上3行	介護保険法第7条の8	介護保険法第8条第4項
〃	上3～4行	「要介護等(主治の医師がその治療の必要性 の	「居宅要介護者(主治の医師がその治療の必 要の
50	下3行	易感染の状態、褥創	易感染の状態、褥瘡
53	上2行	重力筋無力症	重症筋無力症
57	下5行	介護保険以外	介護保険の市町村特別給付
58	下3行	2006年(平成18)	2005年(平成17)
63	下1行	2005年	2003年
73	上8行	訪問看護指導	訪問看護
〃	上8～9行	成人病	生活習慣病
79	下1行	皮膚の浸潤	皮膚の湿潤
87	表4下5行	直径(cm)×短径(cm)	長径(cm)×短径(cm)
96	表8	クッションの遊び方	クッションの選び方
103	上8、11、12行	水疱	水疱
〃	上22行	スルファジアジン酸	スルファジアジン銀
106	上16行	導尿施行	導尿施行
122	下10行	ヘパリン生食	ヘパリン生理食塩水
129	下3行	人工呼吸装着患者	人工呼吸器装着患者
130	上11行	Co2ナルコーシス	CO2ナルコーシス
136	上3行	人口膀胱	人工膀胱
139	上8行	膀胱留置カテーテル	膀胱留置カテーテル
140	図7	留意カテーテル	留置カテーテル

141	上 2 行	頸部損傷	頸部損傷
149	上 3 行	へパリン生食	へパリン生理食塩水
160	下 9 行	CO ₂ ナルコーシス	CO ₂ ナルコーシス
185	上 5 行	在宅人工呼吸療法	在宅人工呼吸器療法
〃	上 22 行	糞尿袋	蓄尿袋
226	下 4 行	家事操作	家事動作
236	図 1	助細動までの	除細動までの
248	下 4 行	下顎、首	下顎、首
249	上 4 行	下顎挙	下顎挙
〃	上 12 行	下顎呼吸（呼吸時に下顎を	下顎呼吸（呼吸時に下顎を
250	下 2 行	介助する時間の	解除する時間の
255	上 10 行	心原性塞栓症	心原性塞栓症
256	図 26	脳動脈瘤	脳動脈瘤
267	図 32、33		図 32、33 の順番の入れ替え
272	上 23 行	腰椎圧迫骨折	胸腰椎圧迫骨折
292	下 7 行	腰痛移転	腰椎移転

8 巻

頁	行数等	誤	正
4	下 14 ～ 13 行	および要支援者	削 除
〃	下 11 行	第 8 条第 2 項で定める	第 8 条第 2 項の厚生労働省令で定める
〃	下 10 行	居宅要介護者等に	居宅要介護者に
7	上 9 行	⑥自己覚知	⑥意図的な感情表現
20	上 12 行	作成する介護計画	作成する訪問介護計画
〃	上 13 ～ 14 行	訪問介護事業所は、介護支援専門員の依頼により利用者に介護サービスを提供します。介護サービスは	訪問介護事業所のサービス提供責任者は、
〃	上 14 行	基づき、生活課題	基づき訪問介護計画（個別援助計画）を作成します。計画に示された生活課題
〃	上 15 行	計画的に提供されます。介護職はこの部分を担当します。	計画的に介護サービスが提供されます。
29	上 8、下 1 行	2006 年（平成 18）	2005 年（平成 17）
31	下 11 行	2006 年（平成 18）	2005 年（平成 17）
32	上 4 行	師が作成する……います。	師等が作成する……います。
72	表 5 下 3 行	専門性の維向上	専門性の維持・向上
81	上 11 行	課程	過程
98	図表	要介護者 1 ～ 5	要介護 1 ～ 5
〃	〃	要支援者 1・2	要支援 1・2
129	上 16 行	である。	ではない。
135	下 2 行	介護認定	要支援・要介護認定
148	上 10 行	高齢者に対する	高齢者の養護者に対する

165	上 18 行	ネグレクト	ネグレクト
〃	〃	高齢者に対する	高齢者の養護者に対する
192	上 12, 13 行	訪問介護員	訪問介護
207	下 5 行	訪問介護員利用	訪問介護利用
255	上 4 行	第 115 条	第 115 条の 45

9 巻

頁	行数等	誤	正
2	下 2 行	日常義務を遂行	日常業務を遂行
23	下 4～3 行	介護保険制度のサービスと利用者支援の仕組み	介護サービスと支援制度
48	上 3 行	既述	記述
98	上 1, 4 行	モニタリン	モニタリング
143	上 10 行	介護保健施設	介護保険施設
146	表 2 上 5 行	障害者ケアマネ	障害者ケアマネ
185	こたえ	問 3 4	問 3 3

10 巻

頁	行数等	誤	正
2	上 1 行	介護保険の施行	介護保険法施行
3	上 8 行	4 月からは自立支援法	4 月からは障害者自立支援法
7	上 10, 13 行	自立的規範	自律的規範
36	上 20 行	る。	ない。
59	上 21 行	織り込みながら話をするとよい。	織り込んでではない。
64	上 2 行	「要介護認定	「要支援・要介護認定
72	上 2 行	PT や OT	理学療法士 (PT) や作業療法士 (OT)
137	下 7 行	除湿在の活用や	除湿剤の活用や
142	上 19～32 行	問 3 介護事故に……という。	削 除
〃	こたえ	問 3 4	削 除
〃	〃	問 4 3	削 除
187	図 3	自尊事故	自損事故
214	上 11 行	介護保険施設	介護老人保健施設

11 巻

頁	行数等	誤	正
74	上 13 行	通所介護計画・介護予防通所介護計画	通所リハビリテーション計画・介護予防リハビリテーション介護計画
76	上 10 行	通所介護展開例	通所リハビリテーション展開例
89	下 4 行	厚生労働省令 37 号	厚生省令 37 号
〃	〃	設備及び運営基準	設備及び運営に関する基準
123	上 2, 8～9 行	自立支援法	障害者自立支援法

(平成 22 年 7 月末日現在)